

令和8年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択に関する事項

1 採択に係る基本方針

- (1) 関係法令の定めるところにより、公正かつ適正な採択を行う。
- (2) 採択にあたっては、児童生徒の障がいの状態及び特性を十分に考慮し、学習指導要領のねらい及びしまね教育振興ビジョン並びにしまね特別支援教育魅力化ビジョン（島根県教育委員会）を踏まえる。
- (3) 採択に係る情報を公表するなど、開かれた教科書採択を推進する。

2 採択基準

- (1) 採択は、「教科書目録」や「県選定一般図書一覧」等に登載されている図書、その他の図書のうちから、児童生徒ごと、かつ、種目ごとに1種を採択する。
- (2) 採択は、市町村の教育委員会の責任において行う。
- (3) 採択は、児童生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性、地域性を考慮し、県教育委員会が作成する「選定に必要な資料」を十分参考のうえ、厳正に行う。

3 採択に係る留意事項

- (1) 教科書観について
教科書に記述された内容を全て指導するのではなく、学習指導要領の目標、内容に照らし、児童生徒の一人一人の発達の段階、障がいの状態及び特性に応じた教科書であることを踏まえる。
- (2) 専門的な教科書研究の充実について
児童生徒の実態や地域の実態を踏まえ最も適した教科用図書を採択するために、各市町村教育委員会においては、県教育委員会が示す「採択に係る基本方針」、「採択基準」、「選定に必要な資料」を基にして、教科書の調査研究の充実に努める。
- (3) 適正かつ公正な採択の確保について
教科書発行者等の過大な宣伝行為等外部からの影響に採択結果が左右されることなく、公正性・透明性の確保の徹底がなされるよう、関係者の意識の啓発に努める。

4 選定に必要な資料

- 県教育委員会は以下の観点に基づいて、選定に必要な資料を作成する。
- (1) 記述された内容、程度、分量が、児童生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性に適合しているか。
- (2) 取り上げられた題材の選択や構成は、学習を効果的に進めるために適切なものになっているか。
- (3) 児童生徒が興味・関心をもって学習できるように工夫されているか。
- (4) 各教科における資質・能力との関連や身近な生活に生かせる工夫が盛り込まれているか。